

## 工事請負契約に関する提出書類一覧

| 提出書類                       | 部数 | 提出期限         | 留意事項  |
|----------------------------|----|--------------|---|
| 建設業法第20条の2第2項に基づく通知書       | 1  | 落札から契約締結     | 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるとき提出。<br>(提出しない場合であっても、受注者は契約書に基づき、変更契約について町に協議を申し出ることが可能)  |
| 工事請負契約書                    | 2  | 落札から7日以内     | 契約金額が100万円未満にあつては、契約書を省略し、請書に替えることができます。  |
| (解体工事に要する費用等に関する書面)        | 2  | (契約書最終頁)     | 建設リサイクル法の対象工事のみ<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の解体 床面積 80㎡以上</li> <li>・建築物の新築・増築 床面積 500㎡以上</li> <li>・建築物の修繕・模様替え等 請負金額 1億円以上</li> <li>・建築物以外の工作物の解体・新築 請負金額 500万円以上</li> </ul> * 建築物に付属する設備も建築物となる。 |
| 契約保証に係る証書等                 | 1  | 契約締結時        | 契約金額の10/100以上とする。履行保証保険、現金、小切手等<br>* 契約金額が100万円未満にあつては免除(太子町財務規則第136条参照)  |
| 工事施工(業務実施)計画及び下請負人等(変更)通知書 | 1  | 契約締結時        | 配置技術者(主任技術者又は監理技術者)を記入。なお、契約金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の場合は専任で配置すること。また、下請金額の総額が5,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の場合は監理技術者を配置すること。   |
| 誓約書(暴力団排除)                 | 1  | 契約締結時        | 契約金額が200万円以上の工事。(太子町契約からの暴力団排除に関する要綱第5条)  |
| 工事工程表                      | 1  | 契約締結日から7日以内  |   |
| 建設業退職金共済組合証紙購入確認書          | 1  | 契約締結日から1ヶ月以内 | 契約金額が100万円以上の工事。<br>掛金収納書を貼付すること。証紙を購入しない場合は理由を記入すること。  |
| 工事完成届                      | 1  | 完成時          |   |